

介護保険施設の居住費・食費が利用者負担に

これまで、介護保険施設を利用している人の居住費と食費の一部が保険給付の対象となっていました。が、介護保険法の改正により、10月1日から、全額自己負担することになりました。



改正前

$$\text{施設サービス費 (1割負担)} + \text{食費の1部負担} + \text{日常生活費 (理美容代など)} = \text{自己負担}$$

(食材料費の一部負担)



改正後

$$\text{施設サービス費 (1割負担)} + \text{居住費} + \text{食費} + \text{日常生活費 (理美容代など)} = \text{自己負担}$$

・室料 (栄養管理費は、引き)
・光熱水費 (続き保険給付の対象)

なぜ改正が必要なの？

介護保険制度は施行から5年を経て、老後の生活を支える制度の一つとして定着してきました。しかし、介護保険制度から給付される費用は年々増大し、平成17年度では約7兆円(スタート時の約2倍)になっています。

現行制度では、同じ要介護状態の人でも、施設に入所(入院)している人の居住費・光熱水費など(食費・食材料費を除く)は、介護保険から給付されていましたが、在宅でサービスを利用している人は、食費や居住費(光熱水費など)は自己負担しています。

そこで、今回の見直しは、この不均衡を是正するために、同じ要介護状態であればどこでサービスを受けても給付と負担が公平になるように、居住費や食費は保険給付の対象外とするものです。

改正の主なポイント

1、「居住費」や「食費」は介護保険の給付の対象外(上図参照)

次の施設を利用している人が対象となります

- ・介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設)の居住費と食費
- ・ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)の滞在費と食費
- ・デイサービス(通所介護)、デイケア(通所リハビリテーション)の食費

2、低所得者を対象に軽減措置が

制度改正に伴い、現在交付されている「標準負担額減額認定証」は利用できなくなります。その代わりに所得の低い人の居住費・食費の負担を軽減するために、「特定入所者介護サービス費」が設けられました。

特定入所者介護サービス費

所得に応じた負担限度額を定め、それを超えた分については、「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付を受けられます。所得の低い人は、制度改正前と負担は、ほとんど変わりません。

「特定入所者介護サービス費」の給付は申請が必要になりますので介護保険課で申請してください。

高額介護サービス費

「高額介護サービス費」は、介護サービスを利用したときに支払う利用者負担額の合計額に所得に応じた上限を定め、それを超えた分が介護保険から払い戻されるものです。10月から市町村住民税非課税世帯の人で合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の人の月額上限額が、従来の24,600円から15,000円に引き下げられました。

対象者には、お知らせをしますので、同封の申請書で申請をしてください。

くわしくは介護保険課 ☎ 20 1545

特定入所者介護サービス費給付基準額(日額)

区分	食費			居住費など			
	基準費用額	負担限度額	給付額	形態	基準費用額	負担限度額	給付額
利用者負担第1段階 (生活保護受給者など)	1,380円	300円	1,080円	ユニット型個室	1,970円	820円	1,150円
				ユニット型準個室	1,640円	490円	1,150円
				および従来型個室	(1,150円)	(320円)	(830円)
				多床室	320円	0円	320円
利用者負担第2段階 (市町村住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人)	1,380円	390円	990円	ユニット型個室	1,970円	820円	1,150円
				ユニット型準個室	1,640円	490円	1,150円
				および従来型個室	(1,150円)	(420円)	(730円)
				多床室	320円	320円	0円
利用者負担第3段階 (市町村住民税非課税世帯で利用者負担第2段階以外の人)	1,380円	650円	730円	ユニット型個室	1,970円	1,640円	330円
				ユニット型準個室	1,640円	1,310円	330円
				および従来型個室	(1,150円)	(820円)	(330円)
				多床室	320円	320円	0円

*施設が上表の「負担限度額」を越えて費用を利用者に請求し、利用者が支払った場合は、給付の対象になりません。

* ()内は、特別養護老人ホームの従来型個室の場合です。

施設入所者の利用者負担額の変化(要介護5・特別養護老人ホーム・月額) (単位:万円/月)

区分	改正前				改正後			
	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険外に	
							居住費	食費
利用者負担第1段階 (生活保護受給者など)	2.5 (4.5~5.5)	1.5	(2.0~3.0)	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0
利用者負担第2段階 (市町村住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人)	4.0 (7.0~8.0)	2.5	(3.0~4.0)	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2
利用者負担第3段階 (市町村住民税非課税世帯で利用者負担第2段階以外の人)	4.0 (7.0~8.0)	2.5	(3.0~4.0)	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0
利用者負担第4段階 ・市町村住民税本人非課税者 ・市町村住民税本人課税者	5.6 (9.7~10.7)	3.0 (3.1)	(4.0~5.0)	2.6	(参考)標準的なケース 8.1 (12.8)	2.9 (2.6)	(利用者と施設の契約により設定) 1.0 (6.0)	4.2

利用者の負担上限を設定

* ()内はユニット型の個室の場合です。

* 1割負担の額は、高額介護サービス費適用後の金額です。また、1割負担の額は入所施設によって異なります。